

# 片品村議会基本条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 議会及び議員の基本原則（第2条・第3条）
- 第3章 村民に開かれた議会（第4条—第6条）
- 第4章 政策の立案及び提言を行う議会（第7条・第8条）
- 第5章 行政の監視および評価を行う議会（第9条—第13条）
- 第6章 災害時における議会の活動（第14条）
- 第7章 他の自治体議会との交流及び連携（第15条）
- 第8章 他の条例との関係及び見直し手続（第16条・第17条）
- 附則

## 付則

### 前文

平成12年より始まりました地方分権は「地域のことは地域で決める」、つまり自治体運営は住民の意思に基づいて行う、という地方自治へと変わりました。

自己決定・自己責任の範囲が一層拡大する中、議事機関である片品村議会の果たす役割は大きくなっています。

議会は村長が提案する政策を追認する議会ではなく、二元代表制の一翼を担い、議会の役割である議決権行使し、村の意思決定機関としての役割を果たさなければなりません。

片品村議会は、『村民に開かれた議会』『政策の立案や提言を行う議会』『行政の監視及び評価を行う議会』を三つの柱とし、これらの機能の充実を図るために議会活動を行います。

そこで我々は受け身の議会から脱却し、議会を活発な議論の場とするため、議会の基本概念、議員の責務、活動原則を定め、村民の負託に応えていく事を決意し、ここに片品村議会基本条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は片品村の議事機関である議会の役割を明らかにし、議会運営の基本事項を定めることにより、議会及び議員活動の活性化及び充実を図り、もって村民福祉の向上及び村制の発展に寄与することを目的とする。

### 【解説】

議事機関とは、条例の制定や行政運営の基本事項について審議し、決定する権限を有する機関です。

日本国憲法 第93条第1項（地方公共団体の機関）

地方公共団体には、法律で定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

## 第2章 議会及び議員の基本原則

### (議会の役割)

第2条 議会は、村民の代表である議員により構成する議事機関として、議決の権限を行

使し、村の意思決定を担う。

2 議会は、村民に開かれた議会を基本とし、村民にわかりやすい情報の発信に努めるものとする。

3 議会は、村の課題の提起及び解決に向けた政策の立案及び提言を積極的に行うために、議員間で十分に議論し、議会としての合意形成を図るものとする。

4 議会は、行政運営の状況を把握・分析し、適切な行財政運営が行われているかについて、監視・評価するよう努めるものとする。

5 議会は、その機能を充実させるため、議会運営の改革を継続的に行うとともに、積極的な調査研究活動に努めるものとする。

### 【解説】

1項 議会には、村の意思決定を担う重要な役割があり、議決の責任の重みを認識して議決の権限行使することを定めています。

2項 村民に身近で開かれた議会の実現や村民への説明責任についての原則を定めています。

3項 村政の課題提起や問題解決のため「政策の立案や提言を行う議会」についての原則を定めています。

4項 行政運営の基本的事項を議決するために、「適正な行政の監視及び評価を行う議会」についての原則を定めています。

5項 議会運営について常に見直しを行うとともに、調査研究活動を積極的に行うことで、

議会の機能を充実させることを定めています。

(議員活動の原則)

第3条 議員は村民の代表者として、村民の福祉の向上に寄与するために、活動し貢献しなければならない。

2 議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重するものとする。

3 議員は、議会活動について村民への説明責任を果たすとともに、村民の意見を的確に把握し、村政に反映させるものとする。

4 議員は、村民の負託に応えるために自己の能力を高める不断の研さんに努め、誠実かつ公平に職務を遂行するものとする。

【解説】

3項 議員は議会での審議における論点や争点の説明責任を果たし、議決に至る過程を明らかにするとともに、村民の意見を行政に反映させるためにも、村民への広報広聴活動を積極的に行うことを定めています。

### 第3章 村民に開かれた議会

(村民への情報公開及び情報発信)

第4条 議会は、本会議への村民の傍聴等を促進する積極的な取組を進めるものとする。

2 議会は、議会活動について多様な手法を用いて積極的に情報の発信を行い、意思決定の過程を速やかに、かつ、わかりやすく明らかにするものとする。

【解説】

1項 本会議の初日を録画して、オンデマンドによるインターネット中継の閲覧等により、審議状況を村民に公開する環境作りに取り組むことを定めています。

2項 議会活動を多くの村民に知ってもらえるよう、議会だよりや議会ホームページなど、多様な情報媒体を用いて情報を発信し、審議における質疑応答や議員ごとの評決結果等を速やかに、わかりやすくお知らせすることを定めています。

(多様な村民参加及び村民との連携)

第5条 議会は、村民の意見を議会及び議員の政策立案に反映させるために、アンケート調査等を行う。

2 議会は、請願及び陳情を村民による政策提案と位置づけ、請願者、陳情者の求めに応じて、又は必要に応じて請願者、陳情者が説明や意見陳述を行う場を設けることができる。

【解説】

1項 村民と議会は双方向の関係を築くことが必要であり、村民の意見を聴取するために、アンケート調査を行い、村政に関する課題や議会活動等についての意見を把握することで、議会や議員の政策立案に反映させることを定めています。

2項 委員会において請願を審査する際には、紹介議員が説明や質疑に対する答弁を行いますが、審査の過程を充実させるために必要がある場合は、委員会の合意を得て委員長が出席要請を行い、請願者本人に意見を求めるものとします。

(議会報告会)

第6条 議会は、議会活動を報告するとともに、村民の意見を聞く場として、行政区長との懇談会を年1回行うものとする。

## 第4章 政策の立案及び提言を行う議会

(討議する議会)

第7条 議員は、議会が議員による討議の場であることを認識し、本会議及び委員会の審議において、議員間の十分な討議を尽くし、合意形成に努めるとともに、その経過及び結果について村民への説明責任を十分に果たさなければならない。

(政策立案及び政策提言)

第8条 議会は、議員間討議を尽くし意見集約がなされた内容について、条例の提案、議案の修正、決議等に向けた政策立案を行い、又は村長等の執行機関に対し政策提言を行うものとする。

2 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めるものとする。

【解説】

1項 議会は、自由闊達な討議を経て意見集約された内容については、政策の条例化、執行部からの提出議案の修正案の立案、決議案の策定など、委員会又は議員による議案提出に向けた「政策立案」や、議会から村長等の執行機関に対する「政策提言」を行うことを定めて

います。

#### ※政策立案

議会自らが提案する政策案を村の政策等に反映させるために、委員会や議員が行う「条例の提案」、「議案の修正」、「決議等の素案」を議会が作成することをいいます。

#### ※政策提言

村長等が提案する議案の内、予算等議会に発案権のないものや村政全般に対して議会としての考え方を提案することをいいます。

### 第5章 行政の監視及び評価を行う議会

#### (監視機能及び審査機能の強化)

**第9条 議会の審査における議員と村長との関係については、緊張関係を保持するものとする。**

2 議員は、本会議における議案質疑及び質問においては、広く村政上の課題を質問し、かつ、質問の論点及び争点を明確にしなければならない。

#### 【解説】

1項 村長と議員は、それぞれ村民から直接選挙で選ばれた代表であり、議会は村長を始めとする執行機関を監視する役割を担っています。

2項 本会議において、議案質疑及び一般質問を行う際には、議員は広く先生全般に対して課題を見出し、質問するとともに、論点・争点を明確にし、多面的に深く掘り下げる議論に努めることを定めています。

#### (村長と議会との関係)

**第10条 本会議における一般質問での議員と村長との質疑応答は一問一答方式で行う。**

2 村長には反問権を認める。

「質問の趣旨・内容の確認等」のため、議長の許可を得て反問権行使できる。

#### 【解説】

片品村議会反問権実施要綱を別に定める。

(重要政策等における論点に関する情報の提供)

第11条 議会は、村長等が提案する重要な計画、政策、事業等（以下「重要政策等」という。）について、議会の審議における論点に関する情報を整理し、議会審議の水準を高めるため、次に掲げる資料の提供を求めることができる。

- (1) 重要政策等を必要とする背景
- (2) 提供に至るまでの経緯
- (3) 財源措置
- (4) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、政策別又は事業別の説明を村長に求めることができる。

(評価機能の強化)

第12条 議会は、予算及び決算の審査において、片品村総合計画に定める基本方針を踏まえ、当該審査に付される事業の評価に努めるものとする。

【解説】

議会は、予算審議や決算審査等においては、事業を当該年度単位だけでなく、片品村総合計画の基本方針から見た数年にわたる事業として捉え、予算審議にあっては、事業の目的の妥当性を事前評価し、決算審査に当たっては、事業の効果降を評価することに努めます。

## 第6章 災害時における議会の活動

(議会災害対策室の設置)

第13条 議会は、災害が発生し、又は、発生するおそれがあるときは、迅速かつ的確に災害に対応できるよう、議会災害対策室を設置し、被害状況の把握、村長等との情報共有、今後の対応について協議し、村民の安全確保と被害の拡大防止に努めるものとする。

- 2 議会災害対策室は地震、台風、その他の災害により、片品村災害対策本部が設置されたときは、直ちに片品村議会内に設置するものとする。
- 3 議会災害対策室は、議長、副議長、議員、議会事務局職員をもって組織する。
- 4 議長は、議会災害対策室を設置したときは、直ちに議員に通報するものとする。
- 5 議長は、議会災害対策室を代表し、その事務を統括する。

【解説】

片品村議会災害対策室設置要綱を別に定める。

## 第7章 他の自治体議会との交流及び連携

(調査・研究体制の充実)

第14条 議会は、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査研究を行うため、他の自治体議会と積極的な交流及び連携を図るものとする。

## 第8章 他の条例との関係及び見直し手続

(他の条例との関係)

第15条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関するほかの条例等の制定、改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

(見直し手続)

第16条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを常に検証するものとする。  
2 議会は、検証の結果、この条例の改正が必要と認められる場合には、適切な措置を講じるものとする。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。